○経済産業省告示第百九十三号

電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第四条の三に規定する自家用電気工作物の保安に関する講習を行う者を指定したので、電気工事士法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第九十七号）第九条の二十三の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十四年八月三十一日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　細野　豪志

指定年月日及び指定番号

平成二十四年八月三十一日
経済産業大臣指定第一号

指定講習機関の名称及び住所並びに代表者の氏名

一般財団法人電気工事技術講習センター
東京都港区新橋四丁目二十四番八号
理事長　長谷　好泰

平成二十四年八月三十一日
経済産業大臣指定第二号

定期講習業務を行う事務所の名称及び所在地

一般財団法人電気工事技術講習センター
東京都港区新橋四丁目二十四番八号

平成二十四年八月三十一日
経済産業大臣指定第三号

株式会社東京リーガルマインド
東京都千代田区三崎町二丁目二番十二号
代表取締役　松本　元

平成二十四年八月三十一日
経済産業大臣指定第四号

株式会社日建学院
東京都豊島区池袋二丁目六十八番一号
代表取締役　馬場瑛八郎

株式会社総合資格学院法定講習センター
東京都新宿区西新宿一丁目二十六番二号
代表取締役　岸　隆司

○経済産業省告示第百九十四号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第十六条の規定に基づき、回避可能費用単価等を定める告示（平成二十四年経済産業省告示第百四十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年八月三十一日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　細野　豪志

第四条第一号の表東京電力株式会社の項中「八・〇六円」を「九・九八円」に改め、同条第二号イ中「六・四四円」を「七・〇四円」に改める。

附　則

この告示による改正後の規定は、電気事業者が平成二十四年九月一日以後に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定から適用し、電気事業者が同日前に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第九百三十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十四年五月十五日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十四年八月三十一日

国土交通大臣　羽田雄一郎

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
17297	BMW　DBA—6A30	ビー・エム・ダブリュー株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目9番2号
17298	スマート　ABA—451380	メルセデス・ベンツ日本株式会社	東京都港区六本木一丁目9番9号
17299	スマート　ABA—451480	〃	〃
17300	スマート　CBA—451332	メルセデス・ベンツ日本株式会社	東京都港区六本木一丁目9番9号
17301	スマート　CBA—451432	〃	〃
17302	スバル　DBA—YAM	富士重工業株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目7番2号
17303	マツダ　DBA—MM21S	スズキ株式会社	静岡県浜松市南区高塚町300番地
17304	マツダ　CBA—MM21S	〃	〃
17305	ニッサン　CBA—FCS4E26	日産自動車株式会社	神奈川県横浜市神奈川区宝町2番地
17306	ニッサン　LDA—FVW6E26	〃	〃
17307	ニッサン　LDA—FCW4E26	〃	〃

○国土交通省告示第九百三十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十四年五月十五日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十四年八月三十一日

国土交通大臣　羽田雄一郎

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
17298	スマート　ABA—451380	メルセデス・ベンツ日本株式会社	東京都港区六本木一丁目9番9号
17299	スマート　ABA—451480	〃	〃

○国土交通省告示第九百三十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十四年五月十五日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十四年八月三十一日

国土交通大臣　羽田雄一郎

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
17300	スマート　CBA—451332	メルセデス・ベンツ日本株式会社	東京都港区六本木一丁目9番9号
17301	スマート　CBA—451432	〃	〃

○国土交通省告示第九百三十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十四年五月十八日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十四年八月三十一日

国土交通大臣　羽田雄一郎

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
17302	スバル　DBA—YAM	富士重工業株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目7番2号

○国土交通省告示第九百四十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十四年五月二十四日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十四年八月三十一日

国土交通大臣　羽田雄一郎

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
17303	マツダ　DBA—MM21S	スズキ株式会社	静岡県浜松市南区高塚町300番地
17304	マツダ　CBA—MM21S	〃	〃

○国土交通省告示第九百四十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十四年五月二十五日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十四年八月三十一日

国土交通大臣　羽田雄一郎

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
17305	ニッサン　CBA—FCS4E26	日産自動車株式会社	神奈川県横浜市神奈川区宝町2番地
17306	ニッサン　LDA—FVW6E26	〃	〃
17307	ニッサン　LDA—FCW4E26	〃	〃